

一宮市立木曾川市民病院  
患者給食業務公募説明書

# 一宮市立木曾川市民病院における『患者給食業務』の公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

一宮市立木曾川市民病院における患者サービスの向上及び業務の効率化を図ることを目的とし、患者給食業務を院内調理方式に対応できる事業者の選定を行うため、以下の事項を定める

## 2. 事業概要

(1) 事業内容

一宮市立木曾川市民病院患者給食業務委託

(2) 対象施設

一宮市立木曾川市民病院（一宮市木曾川町黒田字北野黒 165 番地）

病床数：130 床（5 階 43 床、4 階 41 床、2 階 46 床）

給食数：100～130 食/回（朝、昼、夕）

(3) 契約予定期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

(4) 事業概要

別紙仕様書に定める業務

### 事業者選定に係る日程

募集の告示	2024 年 7 月 8 日（月）
参加申込の受付期限	2024 年 7 月 31 日（水）
質問受付期限	2024 年 8 月 9 日（金）
質問回答	2024 年 8 月 19 日（月）
企画提案書の提出期限	2024 年 8 月 30 日（金）
参加資格審査の結果通知	2024 年 9 月 6 日（金）
企画提案書の説明会	2024 年 9 月 26 日（木）
結果通知	2024 年 9 月 30 日（月）以降

## 3. 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、様式 1-1 及び様式 1-2 を 2024 年 7 月 31 日（水）午後 5 時（必着）までに木曾川市民病院業務課担当へ、持参または郵送（書留または簡易書留）にて提出すること。持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時までの受付とし、郵送の場合は当日消印まで有効とする。

※郵送する場合は、提出封筒の表に「一宮市立木曽川市民病院患者給食業務プロポーザル参加申込書類在中」と朱書きすること。

応募者は、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格（物品の販売、役務の提供等）を企画提案書及び見積書の提出期限までに、一宮市入札参加資格審査申請手続済であること。

また、次のいずれかに該当する者は応募者となることができない。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申し立てがなされている者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ④ この公募の日から第2次審査の日までの期間において、「一宮市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結、以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けている者。
- ⑤ 企画提案書及び見積書の提出時において、一宮市より指名停止処分を受けている者。
- ⑥ 不正な手段を用いて本院の患者給食業務委託を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる若しくは妨げた者。

(2) 類似業務の実績

- ① 過去3年以内に130床以上の病院で、院内調理方式の給食業務を行っていること。
- ② 本院における患者給食業務を受託するにあたり、十分な体制が整備されていること。

#### **4. 必要とする業務仕様（詳細は別添の仕様書・給食調理業務手順書による）**

- (1) 食事サービス業務（院内調理の取り組み）に対する貴社の考え方、また、仕様書及び給食調理業務手順書に対する具体的な提案をすること。
- (2) 費用に対する効果として、どのような効果が見込まれるかを提示すること。また、できる限り効果は数値によって提示し併せて算出根拠も示すこと。

#### **5. 優先交渉権者の審査・決定・通知方法**

- (1) 本公募に必要な資格を満たした応募者から提出された企画提案書を、提案審査会にて審査し、最優秀の評価を得た応募者を、優先交渉権者として選定する。尚、審査結果については文書で通知する。

(2) 企画提案書及び見積書に記載すべき項目

- ① 応募者の業務遂行能力
  - ・ 給食業務の受託実績
  - ・ 業務責任者の実績
- ② 業務実施方法の有効性
  - ・ 運営体制
  - ・ 従業員の配置、教育、育成
  - ・ 食材の管理体制
  - ・ 食中毒等の対策
  - ・ 緊急時及び災害時の対応、危機管理体制
- ③ 委託費用
  - ※ 「仕様書」を参考に積算し、内訳明細を記載すること
- ④ その他独自の提案があれば記載すること

**6. 企画提案書及び見積書作成に係る基本的事項**

- (1) 企画提案書及び見積書は、別途公表する「仕様書」を参考に、本院の基本的業務内容を十分踏まえて作成すること。
- (2) 契約予定期間は 2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日とする。

**7. 企画提案書及び見積書の作成要領**

- (1) 企画提案書は A4 版で作成すること。
- (2) その他参考となる資料があれば添付すること。
- (3) 見積書は自社様式で構わないが、月額・事業期間総額が分かる様に記載すること。
- (4) 公募に際しては、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を記載した見積書を提出すること。

**8. 企画提案書等の提出先等**

(1) 提出先

〒493-0001 愛知県一宮市木曾川町黒田字北野黒 165 番地  
一宮市立木曾川市民病院 業務課  
電話：(0586) 86-2173 内線 561、FAX：(0586) 86-0830

(2) 企画提案書の提出期限

2024 年 8 月 30 日（金）午後 3 時（必着）

### (3) 提出書類

- ・企画提案書提出者連絡先（様式2）（1部）
- ・商業登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの・1部）
- ・会社（企業）の概要書（パンフレット等・6部）
- ・決算書（直近3年分・1部）
- ・給食業務の受託実績（6部）
- ・企画提案書（6部）
- ・見積書（1部）

※参加希望があった事業者について、審査のうえ参加要件を満たしていない事業者は失格とし、その理由を通知する。

## 9. 企画提案書の説明会の実施方法

### (1) 説明会日時および場所

2024年9月26日（木）午後2時00分～予定

3階 会議室

### (2) 注意事項

- ・説明会参加人数は1社3人以内とする。
- ・新規説明資料等は一切受理しない。
- ・説明時間は20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする。なお、提出された企画提案書の内容に沿った説明を行うこととし、パソコン・プロジェクター等の機器は使用不可とする。

## 10. 選考方法

提出書類及び説明会の結果に基づき、優先交渉権者を決定する。審査結果については、2024年9月30日（月）以降に文書で通知する。なお、優先交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切るものとする。

- ・他の応募者の応募作業を妨害した者
- ・公募の不成立、契約手続きの遅延を目的として交渉権を得た場合
- ・他の交渉権者と連合した場合は、関係競争参加者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には、履行の既済部分を除き無効とする）。
- ・交渉を拒否した場合
- ・整然・平穏たる交渉を不当に妨げる場合
- ・通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の際、順延を申し出た場合。（その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）

- ・交渉中に辞退を申し出た場合
- ・交渉中に入札額を上回る価格を提示し、その合理的な理由を説明できない場合
- ・本院管理責任者において、交渉が不当に膠着状態に陥ったと判断された場合
- ・交渉開始日から起算して5営業日目の午後5時までに契約価格等が決定しなかった場合、また交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い交渉日時を通知するが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価格決定に至らないと合理的に判断した場合は、契約手続きそのものを打ち切る。

また、優先交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後執行される契約手続きは新規となり、今回の競争参加者に次回以降から排除するといった不利益は行われぬ。ただし、上記項目に該当した者については、その後の契約参加に一定の制限を課す場合がある。

## 11. その他

- (1) 企画書又は見積書の提出者は、本院担当部署が要請した場合は、追加資料の提出又はヒアリング等に応じること。
- (2) 照会等受付期間、照会先及び方法
  - ① 照会先：「8. (1)」に同じ  
Eメール [kisogawa-byoin@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:kisogawa-byoin@city.ichinomiya.lg.jp)
  - ② 本件にかかる質問は様式3により、2024年8月9日（金）午後5時までに電子メールの添付ファイルとして提出すること。件名は「患者給食業務委託質問書」とし、本文には送信者等を明記すること。本文には質問を記載しないこと。また、提出した場合は必ず本院担当へ受信確認の電話をすること。なお、質問に対する回答は、2024年8月19日（月）午後5時までに回答する。ただし、電子メールで行うことができない場合、別途回答方法を連絡する。
- (3) 当公募への応募に際し知りえた情報などは他に漏らさないこと。
- (4) プロポーザルへの参加辞退については「プロポーザル参加辞退届（様式4）」を提出すること。
- (5) 企画提案書及び見積書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 企画提案書等については返却しないものとする。
- (7) 審査結果についての異議不服申し立て等は一切受け付けないものとする。
- (8) その他、本説明書に定めのない事項は、担当者が別途指示する。

## 企画提案書及び見積書の作成要領

### 1. 企画提案書及び見積書

- (1) 企画提案書はA4版で作成すること。特に様式・枚数制限は行わない。
- (2) 見積書中の日付は「見積書を作成した日」を記入すること。  
(見積書受領期限までに提出する見積書は受領期限内の日付とする)
- (3) 見積書には、会社名・所在地・代表者名を記入し、代表者の印鑑により押印すること。

(様式1-1)

令和 年 月 日

## プロポーザル参加申込書

一宮市病院事業管理者 松浦 昭雄 様

住所（所在地）

法人名

代表者職氏名

印

（一宮市の業者登録番号： ）

一宮市立木曾川市民病院患者給食業務委託公募型プロポーザルについて、参加を申し込みます。尚、当該プロポーザル実施要領に定める参加資格要件のすべてを満たしていること及び本申込書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

### 【担当者連絡先】

部署

職名

氏名

所在地

電話

E-mail

(様式1-2)

令和 年 月 日

## 暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書

一宮市病院事業管理者 松浦 昭雄 様

住所（所在地）

法人名

代表者職氏名

㊞

一宮市立木曾川市民病院患者給食業務委託公募型プロポーザルに申し込むにあたり、下記の項目について相違ないことを誓約します。また、誓約内容の確認のため、必要に応じて一宮市が本承諾書を以って関係官庁に調査、照会することを承諾します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であると知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入等を締結し、これを利用している個人または法人等
- 2 1(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

以上

(様式2)

企画提案書提出者連絡先

所在地	〒
会社名	
部署・役職	
氏名	
TEL	
FAX	

(様式3)

## 質問書

【宛先】一宮市立木曾川市民病院 業務課

FAX：0586-86-0830

業務名：一宮市立木曾川市民病院患者給食業務

質問者

会社名：

部署・役職：

氏名：

TEL：

FAX：

質問日時：令和 年 月 日 ( ) 時 分

質問事項

内容

(様式4)

令和 年 月 日

## プロポーザル参加辞退届

一宮市病院事業管理者 松浦 昭雄 様

住所（所在地）

法人名

代表者職氏名

㊞

一宮市立木曾川市民病院患者給食業務委託公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

辞 退 理 由

### 【担当者連絡先】

部署

職名

氏名

所在地

電話

E-mail